

政務活動費の指針 新旧対照表

改定案

現行

政務活動費の指針

政務活動費の指針

令和6年3月

令和5年3月

## 改定にあたって

神奈川県議会では、政務活動費の支出等の指針として、平成25年3月に「政務活動費の手引き」を策定し、適正な政務活動費の運用を図ってまいりました。

平成28年4月の改定では、政務活動費の支出及び書類整備等に関する指針としての性格の明確化などを目的に、名称を「政務活動費の指針」に改めました。

こうした中で、政務活動費については、その財源が県民の皆様からいただく貴重な税金であることから、社会情勢の変化や県民の政務活動費への関心の高まりに応じて、不断の見直しが必要であります。

そこで、令和元年6月に団長会のもとに設置した「政務活動費連絡会」において、政務活動費の更なる透明性の向上と適正性の確保を図るという観点から検討していただき、令和元年度から令和4年度にかけて、充当要件の厳格化、議長提出書類に係る即日閲覧制度の導入及び議長提出書類の県議会ホームページ上での公開の実施などの見直しを行ってまいりました。

今回、令和5年度における「政務活動費連絡会」での検討結果を反映し、「政務活動費の指針」の改定を行いました。

これまでの検討により、多くの課題を整理することができたと考えておりますが、今後も、見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。

この改定指針が、会派や議員が行う政務活動費の支出や書類整備等に関する指針として、その役割を十分に果たすことにより、会派及び議員の調査研究などの政務活動がより一層充実することを願っております。

令和6年3月

神奈川県議会議長 加藤 元弥

## 改定にあたって

神奈川県議会では、政務活動費の支出等の指針として、平成25年3月に「政務活動費の手引き」を策定し、適正な政務活動費の運用を図ってまいりました。

平成28年4月の改定では、政務活動費の支出及び書類整備等に関する指針としての性格の明確化などを目的に、名称を「政務活動費の指針」に改めました。

こうした中で、政務活動費については、その財源が県民の皆様からいただく貴重な税金であることから、社会情勢の変化や県民の政務活動費への関心の高まりに応じて、不断の見直しが必要であります。

そこで、令和元年6月に団長会のもとに設置した「政務活動費連絡会」において、政務活動費の更なる透明性の向上と適正性の確保を図るという観点から検討していただき、令和元年度から令和3年度にかけて、事務所費、人件費などへの充当要件の厳格化、使途を明確にするための支出伝票への追加記載、議長提出書類に係る即日閲覧制度の導入、証拠書類等の形式の統一などの見直しを行ってまいりました。

今回、改選後の令和5年5月交付分以降に係る議長提出書類の県議会ホームページ上での公開について、令和6年度から実施することを決定し、指針に反映することといたしました。

これまでの検討により、多くの課題を整理することができたと考えておりますが、今後も、見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費の適正な運用に努めてまいります。

この改定指針が、会派や議員が行う政務活動費の支出や書類整備等に関する指針として、その役割を十分に果たすことにより、会派及び議員の調査研究などの政務活動がより一層充実することを願っております。

令和5年3月

神奈川県議会議長 しきだ 博昭

**1 政務活動費に係る書類の議長への提出方法【P38】**

地方自治法の改正（令和5年5月8日公布、令和6年4月1日施行）により、令和6年4月から電磁的記録による収支報告が可能となるが、本県議会では、収支報告書を含めた政務活動費に係る書類の提出については、会派申合せにより、当面、書面で議長に提出することとした。

**2 その他****（1）改選期の年会費等の取扱い【P9】**

一括で支払う年会費や年間購読料といった経費の対象期間が改選期をまたぐ場合は、改選月の翌月以降の利用分を改選後の政務活動費で充当できることを明記した。

**（2）事務所の事業ごみに係る処理費等の充当【P28、P30】**

事務所から排出される事業ごみの処理費や政務活動で使った備品の処分費について、政務活動費で充当できることを明記した。

**（3）改選期の3月支出分に係る証拠書類等の事前確認の提示期日【P36】**

改選期の3月支出分に係る証拠書類等の事前確認の提示期日は、別に議長が定める日とした。

**1 事前確認の実施**

令和3年度から令和4年度にかけて試行した新たな仕組みによる事前確認を令和5年度交付分から次のとおり正式実施することとした。

**（事前確認の実施方法）****（1）事前確認書類の提示時期**

会派及び議員は、支出伝票及び支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、この提示は、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

※ 改選期の4月支出分の提示時期は、別に議長が定める日とする。

**（2）事前確認の主な内容**

議長は、主として「用途が政務活動費に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」について確認する。

事前確認の結果、提示された書類について議長が修正又は追加の必要があると認められた場合は、会派又は議員に対し、修正等を求める。

修正等を求められた会派又は議員は、必要な修正等を行い、改めて議長に提示する。

議長は、事前確認後、支出伝票に確認済みの表示を行う。

**2 インターネットの利用による収支報告書等の公開の実施**

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程第8条の規定に基づき、令和6年度から、前年度交付分について、議長提出された収支報告書並びに会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し（以下「収支報告書等」という。）のインターネットの利用による県議会ホームページ上での公開を行う。

ただし、令和5年度交付分に係る県議会ホームページ上での公開対象書類は、改選後の5月交付分以降のものに限る。

インターネットの利用による県議会ホームページ上での公開は、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内に開始し、会派及び議員が収支報告書等を議長に提出する期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで掲載する。

目次	
I 政務活動費制度の経緯	1
II 本県の政務活動費のあらまし	2
III 政務活動費の基本的な考え方	4
1 執行に当たっての原則	4
2 政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針	4
IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針	5
1 全ての経費に共通する運用指針	5
2 複数の経費に関連する運用指針	10
3 各経費別の運用指針	13
(1) 調査研究費	13
(2) 研修費	17
(3) 会合参加費	20
(4) 広報・広聴費	22
(5) 要請陳情等活動費	24
(6) 会議費	25
(7) 資料作成費	27
(8) 資料購入費	27
(9) 事務所費	28
(10) 事務費	30
(11) 人件費	34
V 政務活動費に係る書類の取扱い	36
1 事前確認	36
2 収支報告書の提出	37
3 会計帳簿の写しの提出及び原本の保存	37
4 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存	37
5 インターネットの利用による収支報告書等の公開	38
6 政務活動費に係る書類の議長への提出方法	38
7 その他の関係書類	39
VI この「指針」の適用時期	41
VII 各種様式及び記載例	43
VIII 政務活動費の事務処理等の流れ	81
1 交付の手続	81

目次	
I 政務活動費制度の経緯	1
II 本県の政務活動費のあらまし	2
III 政務活動費の基本的な考え方	4
1 執行に当たっての原則	4
2 政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針	4
IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針	5
1 全ての経費に共通する運用指針	5
2 複数の経費に関連する運用指針	10
3 各経費別の運用指針	13
(1) 調査研究費	13
(2) 研修費	17
(3) 会合参加費	20
(4) 広報・広聴費	22
(5) 要請陳情等活動費	24
(6) 会議費	25
(7) 資料作成費	27
(8) 資料購入費	27
(9) 事務所費	28
(10) 事務費	30
(11) 人件費	34
V 政務活動費に係る書類の取扱い	36
1 事前確認	36
2 収支報告書の提出	37
3 会計帳簿（政務活動費出納簿）の写しの提出及び原本の保存	37
4 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存	37
5 インターネットの利用による収支報告書等の公開	38
(新設)	
6 その他の関係書類	38
VI この「指針」の適用時期	40
VII 各種様式及び記載例	41
VIII 政務活動費の事務処理等の流れ	79
1 交付の手続	79

2 収支報告書等の提出 ..... 82	2 収支報告書等の提出 ..... 80
<b>Ⅸ 関係法令等及び使途基準の一覧 ..... 84</b>	<b>Ⅸ 関係法令等及び使途基準の一覧 ..... 82</b>
・ 地方自治法 ..... 84	・ 地方自治法 ..... 82
・ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例 ..... 85	・ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例 ..... 83
・ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程 ..... 92	・ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程 ..... 90
・ 政務活動費の使途基準の一覧 ..... 103	・ 政務活動費の使途基準の一覧 ..... 101
<b>I 政務活動費制度の経緯</b>	<b>I 政務活動費制度の経緯</b>
<p>平成 12 年 5 月の地方自治法の改正前は、議員に支給できる経費は、報酬、費用弁償、期末手当に限定されており、これらの経費以外は支給できないものとされていた。</p> <p>このため、多くの自治体において、議会の会派を単位とした調査研究活動に要する経費について、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という地方自治法の規定を根拠として、会派への補助金として政務調査研究費を交付していた。</p> <p>本県においては、昭和 38 年 7 月 1 日に「神奈川県議会各会派政務調査研究要綱」を制定し、県議会における会派の調査研究に資するための補助金を交付してきたところである。</p> <p>このような中、平成 12 年 4 月に、いわゆる地方分権一括法が施行され、地方議会の担う役割が一層重要なものとなったことから、地方議会の審議能力を強化するために、議員の調査研究活動の充実が強く求められることになった。</p> <p>こうしたことを背景に、平成 12 年 5 月に行われた地方自治法の一部改正により、政務調査費は、法律に根拠を持つ交付金として位置付けられ、条例の定めるところにより交付できることとなった。</p> <p>この地方自治法の改正を受け、本県議会では、平成 13 年 2 月定例会において、議員提出による「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」案を可決、同条例は同年 4 月から施行された。</p> <p>さらに、議員の調査研究活動への県民の理解を深め、より一層使途の透明性を高めるため、平成 20 年 2 月定例会において、同条例の一部を改正し、平成 20 年度交付分から収支報告書に領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)の写しを添付し、議長に提出することとなった。</p> <p>その後、平成 24 年の通常国会において、地方自治法の一部改正が行われ、議員活動の活性化を図るため、「調査研究」に限定されていた交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められるとともに、その名称も「政務活動費」に改められた。</p>	<p>平成 12 年 5 月の地方自治法の改正前は、議員に支給できる経費は、報酬、費用弁償、期末手当に限定されており、これらの経費以外は支給できないものとされていた。</p> <p>このため、多くの自治体において、議会の会派を単位とした調査研究活動に要する経費について、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という地方自治法の規定を根拠として、会派への補助金として政務調査研究費を交付していた。</p> <p>本県においては、昭和 38 年 7 月 1 日に「神奈川県議会各会派政務調査研究要綱」を制定し、県議会における会派の調査研究に資するための補助金を交付してきたところである。</p> <p>このような中、平成 12 年 4 月に、いわゆる地方分権一括法が施行され、地方議会の担う役割が一層重要なものとなったことから、地方議会の審議能力を強化するために、議員の調査研究活動の充実が強く求められることになった。</p> <p>こうしたことを背景に、平成 12 年 5 月に行われた地方自治法の一部改正により、政務調査費は、法律に根拠を持つ交付金として位置付けられ、条例の定めるところにより交付できることとなった。</p> <p>この地方自治法の改正を受け、本県議会では、平成 13 年 2 月定例会において、議員提出による「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」案を可決、同条例は同年 4 月から施行された。</p> <p>さらに、議員の調査研究活動への県民の理解を深め、より一層使途の透明性を高めるため、平成 20 年 2 月定例会において、同条例の一部を改正し、平成 20 年度交付分から収支報告書に領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)の写しを添付し、議長に提出することとなった。</p> <p>その後、平成 24 年の通常国会において、地方自治法の一部改正が行われ、議員活動の活性化を図るため、「調査研究」に限定されていた交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められるとともに、その名称も「政務活動費」に改められた。</p>

この地方自治法の改正を受けて、本県議会においては、平成 24 年第 3 回定例会に議会運営委員会から提案された「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例」案を可決、同条例は平成 25 年 3 月 1 日から施行された。

これに併せて、条例に基づく政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた「政務活動費の手引き」を策定し、平成 28 年 4 月から指針としての性格を明確化するため、名称を「政務活動費の指針」に変更した。

その後、令和 2 年第 1 回定例会では、議員提案された「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例」案を可決、会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しについて、即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を令和 2 年度から導入した。

令和 6 年度からは、令和 5 年 5 月交付分以降の政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿の写し及び証拠書類等の写しを県議会のホームページ上で公開することとした。

この地方自治法の改正を受けて、本県議会においては、平成 24 年第 3 回定例会に議会運営委員会から提案された「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例」案を可決、同条例は平成 25 年 3 月 1 日から施行された。

これに併せて、条例に基づく政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた「政務活動費の手引き」を策定し、平成 28 年 4 月から指針としての性格を明確化するため、名称を「政務活動費の指針」に変更した。

その後、令和 2 年第 1 回定例会では、議員提案された「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の一部を改正する条例」案を可決、会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しについて、即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を令和 2 年度から導入した。

## II 本県の政務活動費のあらまし

政務活動費は、二代表制の一翼を担う神奈川県議会を構成する議員が神奈川県議会基本条例に定める使命を果たすため、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項並びに神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（以下「規程」という。）に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付される。

1～4 （略）

### 5 会計帳簿及び証拠書類等の整備及び保存

- 政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出に係る証拠書類等を「政務活動費支出伝票（別記参考様式 2）」（以下「支出伝票」という。）を参考に整備し、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならない。
- 支出伝票には、会派名を記載しなければならない。
- 会計帳簿は、「政務活動費出納簿（別記参考様式 1）」を参考に作成するものとし、会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載しなければならない。
- 会派及び議員は、会計帳簿及び支出伝票によって整備された証拠書類等を 5 年間保存しなければならない。

6・7 （略）

## III （略）

## IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針

## II 本県の政務活動費のあらまし

政務活動費は、二代表制の一翼を担う神奈川県議会を構成する議員が神奈川県議会基本条例に定める使命を果たすため、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項並びに神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例及び同条例施行規程に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付される。

1～4 （略）

### 5 会計帳簿及び証拠書類等の整備及び保存

- 政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出に係る証拠書類等を「支出伝票（別記参考様式 2）」を参考に整備し、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならない。
- 支出伝票（別記参考様式 2）には、会派名を記載しなければならない。
- 会計帳簿は、「政務活動費出納簿（別記参考様式 1）」を参考に作成するものとし、会計帳簿（政務活動費出納簿）と支出伝票に統一の通し番号を記載しなければならない。
- 会派及び議員は、会計帳簿（政務活動費出納簿（別記参考様式 1））及び支出伝票（別記参考様式 2）によって整備された証拠書類等を 5 年間保存しなければならない。

6・7 （略）

## III （略）

## IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針

## 1 全ての経費に共通する運用指針

### (1) 政務活動費の充当年度

①～⑤ (略)

⑥ 年会費、書籍又は雑誌の定期購読料等の一括払い (改選期を除く。P9 参照)

### (2) 支出に係る証拠書類等の取扱い

ア～ウ (略)

#### エ 入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細など、支払額、支払日、支払対象及び内訳が確認し得るもの

○ 例えば、入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細(Suica 利用履歴等)、駐車券、施設利用許可証、電話料金支払証明書、家賃や駐車料金の支払帳などのように支払額、支払日、支払対象及び内訳が確認できるものについては、原則として、支出に係る証拠書類等とすることができるものとする。

○ 発行される書類からは、支払日、支払対象及び内訳などが確認できないものについては、これらを確認するための資料を支出伝票に添付するか、支出伝票の備考欄等に当該事項を記載するものとする。

#### オ 預金(貯金)通帳の写し等

預貯金から支払われたことが分かる内容の記録を証拠書類とする場合は、振替又は振込に係る預金(貯金)通帳やインターネットバンキングの入出金明細などの写しを支出伝票に添付するとともに、支払対象及び内訳を確認できる書類(請求書や支払案内書等)を支出伝票に添付するか、支出伝票の備考欄等に支払対象及び内訳を記載するものとする。

なお、預金(貯金)通帳や入出金明細などの写しは、金融機関名、口座名義人、支払日及び支払額が確認できるものとする。

カ・キ (略)

### (3)～(6) (略)

### (7) 改選期の年会費等の取扱い

一括で支払う年会費や年間購読料といった経費については、支払った経費の対象期間中に議員の任期満了日と任期開始日をまたぐ場合、改選前に支払った経費のうち、改選月の翌月以降の利用分についても、改選後に月割りで政務活動費を充当できるものとする。

なお、その場合の議長への提出書類は、すでに改選前に提出した証拠書類等の写しを改選後の証拠書類等に添付するとともに、当該書類に改選前にも議長提出済である旨補記する。

## 1 全ての経費に共通する運用指針

### (1) 政務活動費の充当年度

①～⑤ (略)

⑥ 年会費、書籍又は雑誌の定期購読料等の一括払い

### (2) 支出に係る証拠書類等の取扱い

ア～ウ (略)

#### エ 入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細など、支払額、支払日、支払対象及び内訳が確認し得るもの

○ 例えば、入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細(Suica 利用履歴等)、駐車券、施設利用許可証、電話料金支払証明書、家賃や駐車料金の支払帳、インターネットバンキングに係る入出金明細などのように支払額、支払日、支払対象及び内訳が確認できるものについては、原則として、支出に係る証拠書類等とすることができるものとする。

○ 発行される書類からは、支払日、支払対象及び内訳などが確認できないものについては、これらを確認するための資料を支出伝票(別記参考様式2)に添付するか、支出伝票の備考欄等に当該事項を記載するものとする。

#### オ 預金(貯金)通帳の写し

振替又は振込に係る預金(貯金)通帳の写し(金融機関名、口座名義人並びに支払日及び支払額が記載されている箇所の写し)を支出伝票(別記参考様式2)に添付するとともに、支払対象及び内訳を確認できる書類(請求書や支払案内書等)を支出伝票に添付するか、支出伝票の備考欄等に支払対象及び内訳を記載するものとする。

カ・キ (略)

### (3)～(6) (略)

### (新設)

また、改選後の充当日は、改選後に最初に迎える月の初日とする。

**【参考例】 1月に支払った年間購読料12,000円(1,000円×12か月)の対象期間が改選期をまたぐ場合**

年間購読料12,000円を支払う  
1/10  
任期満了 4/29  
最初に迎える月の初日 5/1

<p>① 1月から4月までの購読料</p> <p>・証拠書類：支出伝票及び領収書 (領収日 1/10)</p> <p>・充 当 額：4,000円 ・充 当 日：1月10日</p>	<p>② 5月から12月までの購読料</p> <p>・証拠書類：支出伝票(充当日 5/1)、前任期に提出した年間購読料の支出伝票の写し及び領収書(領収日 1/10)の写し</p> <p>・充 当 額：8,000円 ・充 当 日：5月1日</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 (略)
- 3 各経費別の運用指針
- (1)～(8) (略)
- (9) 事務所費

条例別表に定める用途
会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

区分	説 明
具体的な経費の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所の賃借料（1親等の親族又は生計を一にする親族の所有物（共有を含む。）である場合を除く。）、仲介手数料、礼金、契約更新料</li> <li>○ 事務所に附設する駐車場の賃借料</li> <li>○ 事務所の管理運営費等（電気・ガス・上下水道料金、燃料代、事業ごみの処理費等）</li> </ul>
支出に適さない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所の土地、建物の購入費</li> <li>○ 事務所の建築工事費等</li> <li>○ 警備料、火災保険料、修繕代、電話工事代</li> <li>○ 事務所の賃借に係る敷金、保証金</li> <li>○ 公共料金等に係る遅延損害金</li> </ul>

ア～オ (略)

- 2 (略)
- 3 各経費別の運用指針
- (1)～(8) (略)
- (9) 事務所費

条例別表に定める用途
会派及び議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

区分	説 明
具体的な経費の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所の賃借料（1親等の親族又は生計を一にする親族の所有物（共有を含む。）である場合を除く。）、仲介手数料、礼金、契約更新料</li> <li>○ 事務所に附設する駐車場の賃借料</li> <li>○ 事務所の管理運営費等（電気・ガス・上下水道料金、燃料代等）</li> </ul>
支出に適さない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所の土地、建物の購入費</li> <li>○ 事務所の建築工事費等</li> <li>○ 警備料、火災保険料、修繕代、電話工事代</li> <li>○ 事務所の賃借に係る敷金、保証金</li> <li>○ 公共料金等に係る遅延損害金</li> </ul>

ア～オ (略)



(10) 事務費

条例別表に定める用途	
会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	

区分	説明
具体的な経費の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務用品の購入費</li> <li>○ 事務用機器等の購入費、レンタル料、リース料、修理代</li> <li>○ 携帯及び固定電話料金、通信費等</li> <li>○ インターネット接続に要する経費</li> <li>○ 政務活動費に係る会計事務委託費</li> <li>○ 会派又は議員の政務活動の補助業務のために雇用する職員（以下「政務活動補助職員」という。）の雇用に係る各種手続を社会保険労務士等の専門家に依頼する経費（専門家への報酬等）</li> <li>○ 政務活動で使用した備品の処分費（粗大ごみ代）</li> </ul>
支出に適さない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政党活動、選挙活動又は後援会活動に限定された事務用品等の購入費及びリース料</li> <li>○ 政務活動に直接必要としない日常生活用品代</li> <li>○ 美術品等の購入費及びリース料</li> <li>○ 購入する物品の保証料</li> <li>○ レタックス代、電報料</li> <li>○ 慶弔餞別等</li> <li>○ 公共料金等に係る遅延損害金</li> <li>○ 車両の維持管理に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸税、登録諸費用、修理費、保険料、車検代、オイル・バッテリー交換代、洗車代等</li> </ul> </li> </ul>

ア～サ（略）

(11)（略）

V 政務活動費に係る書類の取扱い

1 事前確認

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、令和5年度交付分から、会派及び議員が支出伝票及び支出に係る証拠書類等を議長に提出するに当たり、次のとおり議長による事前確認を実施する。

(10) 事務費

条例別表に定める用途	
会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	

区分	説明
具体的な経費の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務用品の購入費</li> <li>○ 事務用機器等の購入費、レンタル料、リース料、修理代</li> <li>○ 携帯及び固定電話料金、通信費等</li> <li>○ インターネット接続に要する経費</li> <li>○ 政務活動費に係る会計事務委託費</li> <li>○ 会派又は議員の政務活動の補助業務のために雇用する職員（以下「政務活動補助職員」という。）の雇用に係る各種手続を社会保険労務士等の専門家に依頼する経費（専門家への報酬等）</li> </ul>
支出に適さない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政党活動、選挙活動又は後援会活動に限定された事務用品等の購入費及びリース料</li> <li>○ 政務活動に直接必要としない日常生活用品代</li> <li>○ 美術品等の購入費及びリース料</li> <li>○ 購入する物品の保証料</li> <li>○ レタックス代、電報料</li> <li>○ 慶弔餞別等</li> <li>○ 公共料金等に係る遅延損害金</li> <li>○ 車両の維持管理に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸税、登録諸費用、修理費、保険料、車検代、オイル・バッテリー交換代、洗車代等</li> </ul> </li> </ul>

ア～サ（略）

(11)（略）

V 政務活動費に係る書類の取扱い

1 事前確認

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、令和5年度交付分から、会派及び議員が支出伝票(別記参考様式2)及び支出に係る証拠書類等を議長に提出するに当たり、次のとおり議長による事前確認を実施する。

(1) 事前確認書類の提示時期

会派及び議員は、支出伝票及び支出に係る証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、この提示は、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

※ 改選期の3月支出分及び4月支出分の提示時期は、別に議長が定める日とする。

(2) (略)

2、3 (略)

4 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存

【会計帳簿及び証拠書類等の保存期間の例】

対 象	保 存 期 間	
	起算日	末日
平成31年4月交付分	令和元年6月30日	令和6年6月29日
令和元年度(5月～3月)交付分	令和2年5月1日	令和7年4月30日
令和2年度交付分	令和3年5月1日	令和8年4月30日
令和3年度交付分	令和4年5月1日	令和9年4月30日
令和4年度交付分	令和5年5月1日	令和10年4月30日
令和5年4月交付分	令和5年6月30日	令和10年6月29日
令和5年度(5月～3月)交付分	令和6年5月1日	令和11年4月30日

※ 条例第13条第2項の規定により議長提出を行った場合(会派消滅等)を除く。

5 インターネットの利用による収支報告書等の公開

○ 規程第8条の規定に基づき、平成27年度から前年度交付分について、収支報告書の内容を会派別及び議員別にまとめた収支報告書一覧表を県議会ホームページ上で公開することとしたが、令和6年度からは、それに加え、議長提出された収支報告書並びに会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し(以下「収支報告書等」という。)についても公開する。

○ ただし、令和5年度交付分に係る県議会ホームページ上での公開対象書類は、改

(1) 事前確認書類の提示時期

会派及び議員は、支出伝票(別記参考様式2)及び支出に係る証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、この提示は、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

※ 改選期の4月支出分の提示時期は、別に議長が定める日とする。

(2) (略)

2、3 (略)

4 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存

【会計帳簿及び証拠書類等の保存期間の例】

対 象	保 存 期 間	
	起算日	末日
平成31年4月交付分	令和元年6月30日	令和6年6月29日
令和元年度(5月～3月)交付分	令和2年5月1日	令和7年4月30日
令和2年度交付分	令和3年5月1日	令和8年4月30日
令和3年度交付分	令和4年5月1日	令和9年4月30日
令和4年度交付分	令和5年5月1日	令和10年4月30日

※ 条例第13条第2項の規定により議長提出を行った場合(会派消滅等)を除く。

5 インターネットの利用による収支報告書等の公開

○ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程第8条の規定に基づき、令和6年度から、前年度交付分について、議長提出された収支報告書並びに会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し(以下「収支報告書等」という。)のインターネットの利用による県議会ホームページ上での公開を行う。

○ ただし、令和5年度交付分に係る県議会ホームページ上での公開対象書類は、改

選後の5月交付分以降のものに限る。

(削除)

- 収支報告書一覧表及び収支報告書の掲載期間は、規程第7条第1項第1号に規定する収支報告書の閲覧を開始する日から、条例第15条に規定する収支報告書等の保存期間の末日までとする。
- 会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し（以下「会計帳簿等の写し」という。）の掲載期間は、規程第7条第1項第2号に規定する会計帳簿等の写しの閲覧を開始する日の翌日から起算して2月以内の日から、条例第15条に規定する収支報告書等の保存期間の末日までとする。
- ホームページ掲載後、会派の代表者及び議員から収支報告書等に係る修正がなされた場合は、遅滞なく当該修正に係る収支報告書一覧表及び収支報告書等の掲載内容の変更を行うものとする。

#### 6 政務活動費に係る書類の議長への提出方法

地方自治法の改正（令和5年5月8日公布、令和6年4月1日施行）により、令和6年4月から電磁的記録による収支報告が可能となるが、収支報告書を含めた政務活動費に係る書類の提出については、会派申合せにより、当面、書面で議長に提出することとする。（令和5年12月18日団長会申合せ）

(対象書類)

収支報告書、会計帳簿の写し、領収書その他証拠書類の写し、会派届、会派異動届、会派解散届及び政務活動費請求書

#### 7 その他の関係書類

(1)、(2) (略)

### VI この「指針」の適用時期

改定したこの「指針」は、令和6年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。

なお、現行の「政務活動費の指針（令和5年3月）」は、令和6年3月に交付される政務活動費まで適用することとする。

選後の5月交付分以降のものに限る。

- インターネットの利用による県議会ホームページ上での公開は、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内に開始し、会派及び議員が収支報告書等を議長に提出する期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで掲載する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

#### 6 その他の関係書類

(1)、(2) (略)

### VI この「指針」の適用時期

改定したこの「指針」は、令和5年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。

なお、現行の「政務活動費の指針（令和4年3月）」は、令和5年3月に交付される政務活動費まで適用することとする。